

# 接見制限、密室の圧力に 憲法と 刑事司法の いま

憲法34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。  
(後略)

05年12月、名古屋高裁にあ  
る仮の被告取扱所（裁判所仮  
監）でのことだった。  
2～3畳ほどのスペース。  
中央を透明な板で仕切られた  
息苦しい部屋で、岐阜県弁護  
士会の美和勇夫弁護士（66）  
は、強姦殺人未遂罪などに問  
われた男性被告と接見した。  
公判1時間前、当日、被告  
が読むA4判8枚の陳述書を  
事前に渡すつもりだった。し  
かし、仮監を管理する名古屋  
拘置所職員は「ここは仮の接  
見場所なので差し入れはでき

ない」と拒んだ。  
美和弁護士は拘置所職員の対応を違法として国家賠償訴訟を起こしたが、名古屋高裁は今年4月、「一時的な待機所で、検査を要する物の授受の制限はやむを得なかつた」などと認めた。  
憲法34条と刑事訴訟法39条  
1項は、被告や容疑者が立会人なしに自由に弁護人と会つたり書類や物を授受したりする接見交通権を認めている。  
一方で39条2項は、「逃亡者拠の隠滅などにつながる物

えのない怒鳴未遂容疑で逮捕され、不起訴になった愛知県の30代男性は振り返る。

男性は警察の留置所にいた際、美和弁護士から差し入れを受けた。取り調べを受ける際の心構えなどが書かれたA4判13枚つづりに便箋、美和弁護士の事務所住所が書かれた切手つきの封筒、刑訴法39条などの「コピー」。「美和ノ一ト」と呼ばれる1式だ。

「黙秘は権利。しゃべるもしゃべらぬも法律的には自由」。うけたのはアドバイス

和弁護士が抗議するなど、  
はとたんに優しくなった。  
美和弁護士は文書差し入れ  
を今後もやめるつもりはない。日本の裁判では検査段階  
の自白が重視され、起訴され  
ればほぼ有罪。人権を守り、  
冤罪を生まないために、取り  
調べで黙秘権を使つたり、誘  
導に乗らざる記憶にならすことの  
供述を拒んだりすることが大  
事だと思うからだ。

警察には嫌われる。「接見  
に同席させり」と言われ、拒  
むと「やまこじ」とがあるの

30年ほど前から美和ノートを差し入れている。短時間の接見で「あなたには秘密権がある」などと言つても、すぐには理解できない答疑者が多く、文書の差し入れを思いついた。

約10年前から、人権を守る思いで仲間に伝え始めた。まねをする弁護士も出てきた。10～20年前と比べ、今は無理な取り調べが減つたと感じる。美和ノートの効果だと思う。

（木村浩之）

され、「深い懸念」との表現で改善を求められた。

が、いつも書かれていた。  
警察は「認めたかすぐ出い  
れるぞ」と迫った。男性は  
「密室で毎日長時間の取り調  
べを受け、頭が混乱してい  
た。美和ノートがなかった  
ら、やつてなうことをやつた

か」と暴言を吐かれた。「差し入れの文書を見せる」と容疑者に詰め寄る取調官もいた。今まで10人弱から担当弁護士を解任すると切り出された。半数が考え直したが、理由を聞くとこう答えた。「警

がいくつも書かれていた。  
警察は「認めればすぐ出られると」と迫った。男性は「密室で毎日長時間の取り調べを受け、頭が混乱していく。美和ノートがなかったら、やつてない」とをやつたと言つてしまつたかも」。  
取調べによる暴言を書き留めて手紙で送った。後日、美和弁護士が抗議すると、警察はとたんに優しくなった。  
美和弁護士は文書差し入れを今後もやめるつもりはない。日本の裁判では捜査段階の自白が重視され、起訴されればほぼ有罪。人権を守り、冤罪を生まないために、取り調べで黙秘権を使つたり、誘導に乗らす記憶にならないとの供述を拒んだりすることが大事だと思うからだ。  
警察には嫌われる。「接見に同席せろ」と言われ、拒むと「やましいことがあるの

か」と暴言を吐かれた。「差し入れの文書を見せる」と容疑者に詰め寄る取調官もいた。今まで10人弱から担当弁護士を解任すると切り出された。半数が考え直したが、理由を問うところ答えた。「警察から『美和に弁護を頼むと裁判官の心証が悪くなり、刑は重くなる』と言われた」  
■ ■ ■